

山梨県公報

第千三百五十一号

平成十五年
一月二十三日

木曜日

目次

予防接種の業務を行う医師	一三三
予防接種の業務の承諾を撤回した医師	一三三
土地収用事業の認定	一三三
道路の区域変更(二件)	一三四
道路の供用開始(二件)	一三五
建築基準法に基づく道路位置指定(二件)	一三五
大規模小売店舗の施設の配置に関する事項の変更の届出	一三五
大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出	一五六
公安委員会	一五六
遊技機の型式の検定	一五六

告示

山梨県告示第二十号

山梨県内の各市町村長が予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)第三条第一項の規定により行う麻しんの予防接種については、次の表に掲げる医師が同表に掲げる場所等で当該業務を行う旨承諾した。

平成十五年一月二十三日

山梨県知事 天野 建

医師の氏名	予防接種を行う主たる場所
駒井 孝行	南都留郡河口湖町船津六千六百六十三番地一 山梨赤十字病院
船山 忠久	中巨摩郡昭和町清水新居千三百十四番地 どちらペインクリニック

望月 裕文 甲府市塩部四丁目十六番一号 望月クリニック

山梨県告示第二十一号

山梨県内の各市町村長が予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)第三条第一項の規定により行う麻しんの予防接種に協力する旨の次の表に掲げる医師の承諾が撤回された。

平成十五年一月二十三日

山梨県知事 天野 建

医師の氏名	予防接種を行う主たる場所
齊藤 恵男	南都留郡河口湖町船津六千六百六十三番地一 山梨赤十字病院
豊永 義清	南都留郡河口湖町船津六千六百六十三番地一 山梨赤十字病院
小尾 正栄	北巨摩郡長坂町長坂上条二千五百七十五番地 小尾医院
勝又 庸行	富士吉田市上吉田六千五百三十番地 富士吉田市立病院

山梨県告示第二十二号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)以下「法」という。(第二十号の規定により、次のとおり土地収用事業の認定をした。

平成十五年一月二十三日

山梨県知事 天野 建

- 一 起業者の名称 須玉町外一ヶ村病院組合
- 二 事業の種類 須玉町外一ヶ村病院組合立塩川病院増改築事業
- 三 起業地 収用の部分 北巨摩郡須玉町藤田字腰巻地内 使用の部分 なし
- 四 事業の認定をした理由 1 法第二十条第一号要件 須玉町外一ヶ村病院組合立塩川病院増改築事業(以下「本事業」という。)は、

法第三条第二十四号の地方公共団体の組合である須玉町外一ヶ村病院組合が設置する病院に関するものであることから、法第二十条第一号に該当する。

2 法第二十条第二号要件

起業者は、用地補償費については既に財政措置を講じ、建築工事費等については平成十五年度及び平成十六年度に財政措置を講ずることとしており、本事業を遂行する充分な意思と能力を有する者であると認められることから、法第二十条第二号に該当する。

3 法第二十条第三号要件

(一) 本事業は、医療法(昭和二十三年法律第二百五号)の平成十二年の改正に伴い、現在有している「その他の病床」の病床数を変更せず、「一般病床」と「療養病床」に移行させるため、既存病棟を増改築する事業である。塩川病院は、従来からへき地中核病院として地域住民の健康保持に必要な医療を提供しており、この機能を維持し、従来の医療水準を確保することは、地域医療に貢献するとともに、住民サービスの維持向上につながることから、本事業の施行により得られる公共の利益は大きいと考えられること。

(二) 本事業の施行により周辺の環境に与える影響は少ないと見込まれることから、失われる公共の利益は軽微なものであると考えられること。

(三) 起業地は、住民の利便性、経済性、療養環境等の要件を考慮し選定された三案について比較検討した結果、これらの要件を満たす最も適当なものとして決定されたものであること。

(四) 本事業計画は、医療法等に基づいた施設規模等としており、必要最小限の範囲を起業地として認められること。

(五) (一)から(四)までの理由により、本事業は、「土地の適正且つ合理的な利用に寄与するもの」と認められることから、法第二十条第三号に該当する。

4 法第二十条第四号要件

本事業は、医療法改正に伴う事業であり、また、塩川病院新館建設検討委員会の「新館建設、本館改修及び高度医療機器整備を行うことが望ましい。」とする答申に沿った事業であり、早急に施行されるべき事業と認められ、土地を収用する公益上の必要があると認められることから、法第二十条第四号に該当する。

5 結論

1 から4まで述べたとおり、本事業は、法第二十条各号の要件に該当するものと判断することができる。

以上により、法第二十条の規定に基づき、事業認定をするものである。

五 法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所

須玉町役場総務課

山梨県告示第二十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び富士北麓・東部地域振興局大月建設部において、この告示の日から平成十五年二月十三日まで一般の縦覧に供する。

平成十五年一月二十三日

山梨県知事 天 野 建

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 上野原丹波山線
- 三 道路の区域

区	間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
		の別		
北都留郡上野原町大字西原字猪沢三二〇七番の七地先から 北都留郡上野原町大字西原字猪沢三二六七番の二地先まで	旧	一三・〇	五六・〇	二三七・〇
	新	九・〇		
			三〇・〇	二〇七・八

山梨県告示第二十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び富士北麓・東部地域振興局大月建設部において、この告示の日から平成十五年二月十三日まで一般の縦覧に供する。

平成十五年一月二十三日

山梨県知事 天 野 建

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 朝日小沢猿橋線
- 三 道路の区域

区	間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
		の別		

大月市猿橋町大字小沢字二石五四番の四地 先から 大月市猿橋町大字桂台三丁目二七九番の二 地先まで		旧	四・二丁 九・八	一五四・〇
新	七・五丁 一・二・七	一五四・〇		

山梨県告示第二十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び富士北麓・東部地域振興局大月建設部において、この告示の日から平成十五年二月十三日まで一般の縦覧に供する。

平成十五年一月二十三日

山梨県知事 天 野 建

道路の種類	路線名	区 間	延長（メートル）	供用開始の期日
県道	上野原丹波山線	北都留郡上野原町大字西原字猪沢三二〇七番の七地先から北都留郡上野原町大字西原字猪沢三二六七番の二地先まで	二〇七・八	平成十五年一月二十三日

山梨県告示第二十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡南地域振興局身延建設部において、この告示の日から平成十五年二月十三日まで一般の縦覧に供する。

平成十五年一月二十三日

山梨県知事 天 野 建

道路の種類	路線名	区 間	延長（メートル）	供用開始の期日
県道	日向宿線	南巨摩郡富沢町大字万沢字上の嶋一二九三〇番の一地先から南巨摩郡富沢町大字万沢字草蒲沢一五四〇五番の一地先まで	五五〇・〇	平成十五年一月二十三日

山梨県告示第二十七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定する。その関係図書は、山梨県土木部建築指導課に備え置いて縦覧に供する。

平成十五年一月二十三日

山梨県知事 天 野 建

- 一 道路の位置
東八代郡石和町井戸字豊岡三七七番二、三七八番一
- 二 道路の幅員
六・〇〇メートル
- 三 道路の延長
四十八・八七メートル

山梨県告示第二十八号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定する。その関係図書は、山梨県土木部建築指導課に備え置いて縦覧に供する。

平成十五年一月二十三日

山梨県知事 天 野 建

- 一 道路の位置
東八代郡石和町井戸字豊岡四〇三番九
- 二 道路の幅員
六・〇〇メートル
- 三 道路の延長
二十三・七九メートル

公 告

● 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項の変更の届出
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出があったので、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成十五年五月二十三日まで縦覧に供する。

平成十五年一月二十三日

一 届出者の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称	株式会社オリエンタル 代表取締役 廣瀬稔	住所	甲府市丸の内一丁目二十一番十九号
--------	----------------------	----	------------------

山梨県知事 天野 建

二 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 ヴィヴィッドゾーン
 - (二)所在地 北巨摩郡双葉町竜地袋間三千六百四十九番の一
- 2 変更しようとする事項

変更事項	変更前	変更後
荷さばき施設の位置	り 届出の周辺状況図のお	り 届出の周辺状況図のお
廃棄物等の保管施設の位置	り 届出の周辺状況図のお	り 届出の周辺状況図のお

3 変更する年月日

- 平成十五年三月六日
- 届出年月日
平成十四年十二月二十六日

● 大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成十五年五月二十三日まで縦覧に供する。

平成十五年一月二十三日

一 届出者の氏名又は名称及び住所

山梨県知事 天野 建

氏名又は名称

株式会社オリエンタル 代表取締役 廣瀬稔	住所	甲府市丸の内一丁目二十一番十九号
----------------------	----	------------------

二 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 ヴィヴィッドゾーン
 - (二)所在地 北巨摩郡双葉町竜地袋間三千六百四十九番の一
- 2 変更した事項

変更事項	変更後の氏名又は名称	変更後の住所
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所	株式会社大創産業 代表取締役 矢野博文 株式会社メガネトップ 代表取締役 富澤昌三	広島県広島市西条町大字吉行字 向一番地六十 静岡県静岡市伝馬町八番地の六
株式会社タツクル 代表取締役 岡安孝		茨城県古河市雷電町十一番地三十三

3 変更の年月日

- 平成十四年十二月二十六日
- 届出年月日
平成十四年十二月二十六日

公安委員会

● 遊技機の型式の検定

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二十条第四項の規定に基づき申請のあった遊技機について検定を行った結果、次の遊技機を遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第六条に規定する技術上の規格に適合すると認めためたので、同規則第九条第一項の規定により公示する。

なお、検定の有効期間は、平成十八年一月二十二日までとする。

平成十五年一月二十三日

山梨県公安委員会

委員長 吉 泉 信 一

申請者氏名又は名称及び住所	型式の概要	型式名	製造又は業者名	検定番号
アイジーティージャパン株式会社 代表取締役 スコット・ウインゼラー 東京都台東区松が谷一丁目三番五号	回胴式遊技機 規則第六条第二号(別表第五)	アダムス ファミリ IA	アイジー ティージャ パン株 式会社	二四〇八二二
ナコル株式会社 代表取締役 滝本仁安 東京都豊島区池袋二丁目五三番五号トーセン池袋ビル	回胴式遊技機 規則第六条第二号(別表第五)	ヴェガ M A X	ナコル株 式会社	二四〇八一八
株式会社平和 代表取締役 中島潤 群馬県桐生市広沢町二丁目三〇一四番地の八	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第一種特別電動役物)	CR・パ ットマン Y J	株式会 社 平 和	二〇〇八六九
株式会社平和 代表取締役 中島潤 群馬県桐生市広沢町二丁目三〇一四番地の八	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第一種特別電動役物)	CR・パ ットマン Y	株式会 社 平 和	二〇〇八〇二
株式会社三共 代表取締役 毒島秀行 群馬県桐生市境野町六丁目四六〇番地	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第一種特別電動役物)	CRフイ バーワ ンダーパ ワフルF	株式会 社 三 共	二〇〇八七九

株式会社三共 代表取締役 毒島秀行 群馬県桐生市境野町六丁目四六〇番地	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第一種特別電動役物)	CRフイ バー花 月FX	株式会 社 三 共	二〇〇八二七
株式会社三共 代表取締役 毒島秀行 群馬県桐生市境野町六丁目四六〇番地	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第一種特別電動役物)	CRフイ バー花 月FX	株式会 社 三 共	二〇〇八九五
株式会社三共 代表取締役 毒島秀行 群馬県桐生市境野町六丁目四六〇番地	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第一種特別電動役物)	CRフイ バー花 月JX	株式会 社 三 共	二〇〇八三九
株式会社サンセイアルアン ドデイ 代表取締役 梅村義孝 愛知県名古屋市中区丸の内二丁目一―番一―三号	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第一種特別電動役物)	CRトリ ブルウイ ングスM	株式会 社 サンセイ アルア ンドデイ	二〇〇八六六

株式会社ニユーギン 代表取締役 新井悠司 愛知県名古屋市千種区烏森町三丁目五六番地	機 ぱちんこ遊技 規則第六条第一号イ(別表第二) 動役物 第一種特別電	CRクロ コダイル インディ IMB	株式会社ニユーギン	二〇〇八七〇
株式会社ニユーギン 代表取締役 新井悠司 愛知県名古屋市千種区烏森町三丁目五六番地	機 ぱちんこ遊技 規則第六条第一号イ(別表第二) 動役物 第一種特別電	CRクロ コダイル インディ ILB	株式会社ニユーギン	二〇〇八七六
株式会社メーシー販売 代表取締役 別所直鋼 沖縄県宜野湾市真志喜二丁目一三番一〇号	機 ぱちんこ遊技 規則第六条第一号イ(別表第二) 動役物 第一種特別電	CRがん ぱれ桃太 郎R	株式会社メーシー販売	二〇〇七八〇
株式会社ミズホ 代表取締役 安藤壽雄 東京都江東区有明三丁目一番地二五	機 ぱちんこ遊技 規則第六条第一号イ(別表第二) 動役物 第一種特別電	CRもの のけやし きR	株式会社ミズホ	二〇〇八五八
株式会社エレコ 代表取締役 福田貞夫 東京都江東区有明三丁目一番地二五	回胴式遊技機 規則第六条第二号(別表第五)	アウトロ	株式会社エレコ	二四〇八二〇
株式会社三洋物産 代表取締役 金沢要求 愛知県名古屋市千種区今池三	機 ぱちんこ遊技 規則第六条第一号イ(別表第二) 動役物 第一種特別電	CRメリ Iといつ しよM3	株式会社三洋物産	二〇〇七九一
株式会社三洋物産 代表取締役 金沢要求 愛知県名古屋市千種区今池三丁目九番二二号	機 ぱちんこ遊技 規則第六条第一号イ(別表第二) 動役物 第一種特別電	CRメリ Iといつ しよL7	株式会社三洋物産	二〇〇八三〇
株式会社三洋物産 代表取締役 金沢要求 愛知県名古屋市千種区今池三丁目九番二二号	機 ぱちんこ遊技 規則第六条第一号イ(別表第二) 動役物 第一種特別電	CRメリ Iといつ しよM2	株式会社三洋物産	二〇〇八四四
株式会社三洋物産 代表取締役 金沢要求 愛知県名古屋市千種区今池三丁目九番二二号	機 ぱちんこ遊技 規則第六条第一号イ(別表第二) 動役物 第一種特別電	CRメリ Iといつ しよM5	株式会社三洋物産	二〇〇八五三